

＼ 登録制度やリモートIDについて詳しく解説！ ／

無人航空機 登録



ハンドブック

Handbook for Unmanned Aircraft Registration



2022年版



ご利用にあたって

2020年の改正航空法に基づき、2022年6月20日より

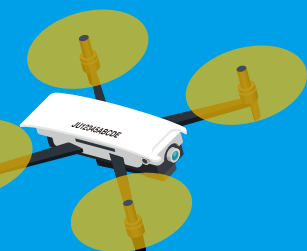
無人航空機の登録制度が始まります。

本ハンドブックでは、登録制度の背景をはじめ、

リモートIDや試験飛行届出について解説します。

無人航空機の登録制度について理解いただくため、

ぜひ本ハンドブックをご活用ください。



事前登録受付

2021年12月20日開始

登録義務化

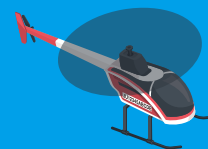
2022年6月20日開始

Chapter1 無人航空機の登録制度について P 03

Chapter2 リモートIDについて P 15

Chapter3 リモートID 特定区域について P 19

Chapter4 試験飛行届出について P 23





Chapter 1

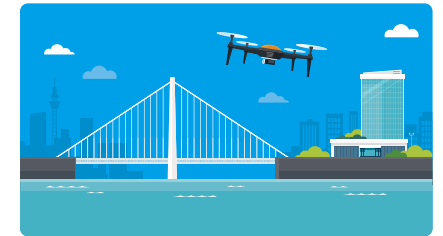
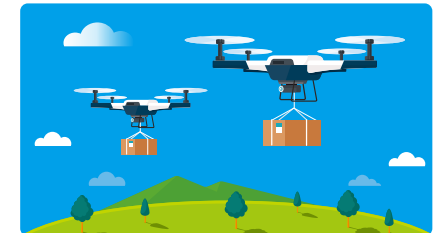
無人航空機の 登録制度について



無人航空機の利活用拡大における
安全・安心の確保のため、
無人航空機の登録制度が創設されました。



不適切な飛行事案において
機体所有者を特定できない課題



ドローンを活用した
物流や警備、測量・調査飛行分野
におけるビジネスモデルの創出

詳細はこちら

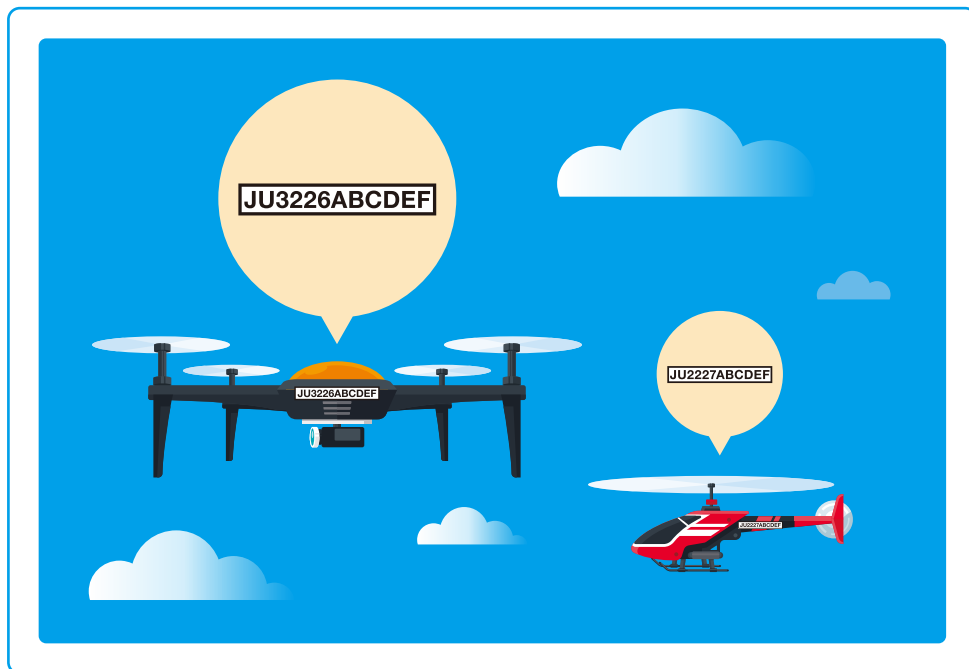
ドローンなどの無人航空機による不適切な飛行事案が発生する中で、機体所有者を特定できず安全上必要な措置を機体所有者に講じる必要が生じた場合に、適切な対策をとることができないことが課題とされてきました。また、近年では物流業界や警備業界での人員不足の深刻化や広域での測量・調査飛行、離島や山間部の過疎地域におけるドローンを活用したビジネスモデルの創出など、無人航空機の利活用が増加の傾向にあり、無人航空機の所有者を把握することが極めて重要になっております。

これらの背景を踏まえ、無人航空機の利活用拡大における安全・安心の確保のため無人航空機の登録制度が創設されました。

02

登録制度の概要

2020年の改正航空法に基づき、
登録していない無人航空機の飛行は禁止されます。
2022年6月20日以降、無人航空機を識別するための
登録記号を表示し、リモートID機能を備えなければなりません。



——— 詳細はこちら ———

令和2年の改正航空法により、無人航空機は無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならず、無人航空機の所有者は登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機の当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければなりません。

03

登録制度の適用範囲

無人航空機に当てはまらないものを、従来の
「重量が200g未満のもの」から「重量が100g未満のもの」へ
改めます。これによって、100g以上のすべての
無人航空機が登録の対象となります。



——— 詳細はこちら ———

航空法において規制対象としていない200g未満の無人航空機であっても、性能向上により、屋外を安定的に飛行できるものが出てきており、今後もさらに増加していくものと考えられることから、登録制度の施行に並び、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第5条の2で定める無人航空機に当てはまらないものを「重量が200g未満のもの」から「重量が100g未満のもの」に改めます。

無人航空機に当てはまらないものを除き、マルチコプター、回転翼、固定翼などすべての無人航空機が登録の対象となり、その所有者と使用者の情報も登録します。

04

登録を受けることが
できない無人航空機

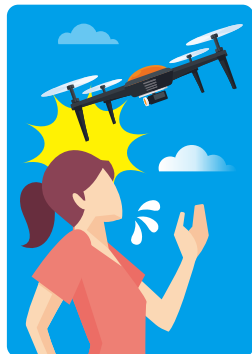
最低限必要となる機体の安全性を確保するため、
以下の要件に該当する場合は登録することができません。

01



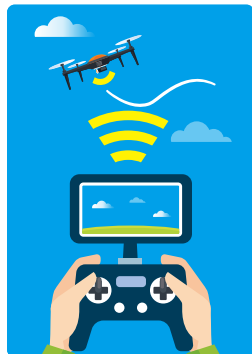
製造者が機体の安全性に懸念
があるとして回収(リコール)して
いるような機体や、事故が多発
していることが明らかである機
体など、あらかじめ国土交通大
臣が登録できないものと指定
したもの

02



表面に不要な突起物があるな
ど、地上の人などに衝突した
際に安全を著しく損なう恐れ
のある無人航空機

03



遠隔操作または自動操縦によ
る飛行の制御が著しく困難で
ある無人航空機

詳細はこちら

令和2年の改正航空法により、無人航空機は無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供することはできません。

05

登録方法

無人航空機の登録にあたっては、
下記の3つのステップを行う必要があります。

STEP
01

申請

申請はオンラインまたは書類
提出にて行うことができます。
無人航空機の所有者および
使用者の氏名や住所などの
情報、機体の製造者や型式な
どの情報を入力/記入し、申請
を行ってください。
紙媒体による申請の方法につ
いては無人航空機登録ポー
タルサイトをご確認ください。

STEP
02

入金

登録申請の審査を通過後、申
請に係る手数料の納付を行っ
てください。手数料および納付の
方法についてはP12をご確認
ください。

STEP
03

登録記号発行

すべての手続きが完了した後、
申請した無人航空機の登録記
号が発行されます。登録記号
の表示についてはP10をご
確認ください。



詳細はこちら

無人航空機 登録

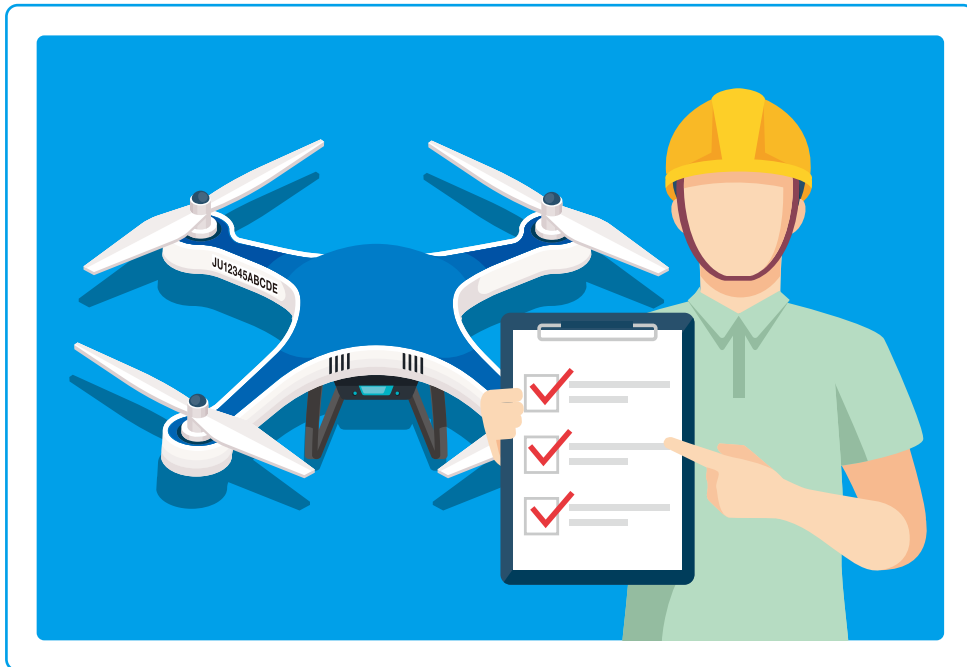


<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>



06 無人航空機の改造の有無について

改造された無人航空機を登録する場合、
その概要や規模などを
登録申請時に申告する必要があります。



詳細はこちら

無人航空機の改造は、機体の機能・飛行性能などに与える影響の有無により、無人航空機の登録申請時において、その改造の概要、規模などについて申告する必要があります。改造の例として、機体メーカーが指定しない部品の取り付けや、損傷箇所の復元・修理に伴う一定の機体重量、最大離陸重量、寸法の変動が生じるものがあります。

詳細は航空局HPの無人航空機登録制度についてのページ「https://www.mlit.go.jp/koku/koku_ua_registration.html」をご確認ください。

07 登録記号の表示方法について

登録記号は無人航空機に鮮明に表示しなくてはなりません。

25kg以上の機体は25mm以上、

25kg未満の機体は3mm以上の

文字の高さでマジックやシールなどで表示してください。



25kg以上の機体は25mm以上で表示



25kg未満の機体は3mm以上で表示

詳細はこちら

国の登録を受けると登録記号が付与されます。この登録記号は無人航空機の容易に取り外しができない外部から確認しやすい箇所に耐久性のある方法で鮮明に表示しなくてはなりません。

耐久性のある方法とは油性マジックやシールなどが例として挙げられます。

登録記号の文字は機体の重量区分(25kg未満/以上)に応じて以下の高さと、表示する地色と鮮明に判別できる色で表示してください。

25kg未満: 3mm以上

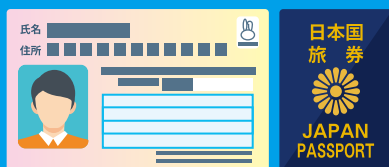
25kg以上: 25mm以上

08 本人確認に必要なもの

無人航空機の登録は、所有者の厳格な本人確認を行います。オンラインまたは郵送により手続きを完了させることができます。

1 所有者が個人の場合

- ・オンラインによる本人確認の場合
マイナンバーカード、運転免許証またはパスポート
- ・郵送による本人確認の場合
住民票記載事項証明書1通(コピー不可)
または健康保険証、運転免許証など
いずれか2種類の写し(コピー)



2 所有者が法人・団体の場合

- ・法人のみ。オンラインによる法人確認の場合
gBizID
- ・郵送による法人確認の場合
登記事項証明書または印鑑証明書



3 所有者が本邦内に住居を所有しない外国人の場合

- ・パスポートの写しおよび公的機関が発行した氏名、住所、生年月日が確認できる書類の写し

4 代理人による申請の場合

- ・①～③のいずれかの本人確認書類に加え、代理権を証する書面(委任状など)

09 登録手数料と支払い方法

登録手数料は新規登録および更新申請の手続きでお支払いいただけます。
申請方法および本人確認の方法によって金額が異なります。



申請方法および手数料

申請方法	1機目	2機目以上(1機目と同時申請の場合)
個人番号カードまたはgBizIDを用いたオンラインによる申請	900円	890円/機
上記以外(運転免許証やパスポートなど)を用いたオンラインによる申請	1,450円	1,050円/機
紙媒体による申請	2,400円	2,000円/機

詳細はこちら

登録手数料は新規登録および更新申請の手続きでお支払いいただき、申請方法および本人確認の方法によりその金額が異なります。登録手数料の納付については、インターネット上でクレジットカードにより決済することが可能です。また、インターネットバンキングおよび金融機関ATMを利用した電子納付も可能であり、この場合は国から通知された手数料納付番号を入力します。

2022年6月20日から、無人航空機の登録制度が施行されます。

施行後は無人航空機の登録が義務付けられます。

100g以上のすべての無人航空機が登録制度の対象です。

機体の安全性が確保できない場合は登録することができません。

改造された無人航空機は、その概要や規模などを登録申請時に申告する必要があります。

登録記号は無人航空機に鮮明に表示し、リモートID機能により識別情報を発信しなければなりません。

無人航空機の登録には本人確認が必要です。

無人航空機の登録には手数料がかかります。申請方法および本人確認の方法によって手数料が異なります。

登録申請は下記の登録システムから行ってください。
<https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/top/init>



飛行中における機体の不具合や墜落情報については、
航空局に報告いただくとともに、
当該無人航空機の機体メーカーや本邦正規代理店などに
情報を提供いただくようお願いいたします。

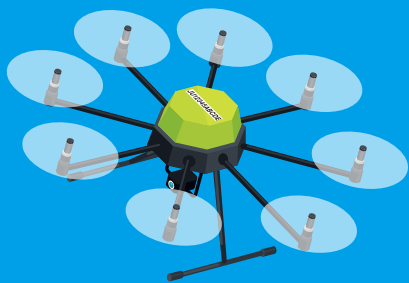


——— 詳細はこちら ———

法第131条の5の規定に基づき登録の要件に適合しない無人航空機は登録できないこととしています。飛行中における機体の不具合や墜落情報については、航空局に報告いただくとともに、当該無人航空機の機体メーカーや本邦正規代理店などに情報を提供いただくようお願いいたします。

Chapter 2

リモートIDについて



リモートIDとは?

無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。



ただし、以下の飛行を行う場合は、リモートID機器などの搭載が免除されます。

- 無人航空機の事前登録受付が開始する令和3年12月20日から登録制度が施行されるまでの事前登録期間中に登録手続きを行った無人航空機
- あらかじめ国に届け出た特定区域の上空で行う飛行であって、無人航空機の飛行を監視するための補助者の配置、区域の範囲の明示などの必要な措置を講じた上で行う飛行
- 十分な強度を有する紐など(長さが30m以内のもの)により係留して行う飛行
- 警察庁、都道府県警察または海上保安庁が警備その他の特に秘匿を必要とする業務のために行う飛行

01 リモートID機器などの基本

識別情報を電波で遠隔発信するための
リモートID機能は、内蔵型と外付型に分類されます。

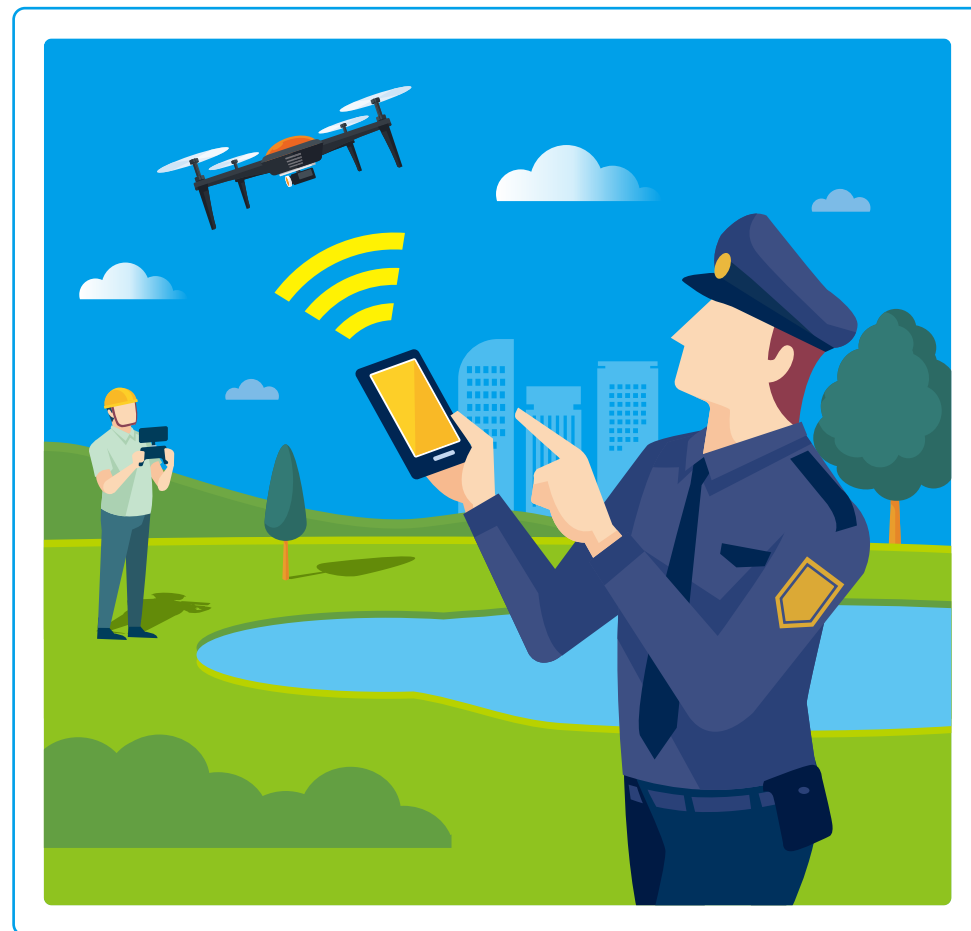


— 詳細はこちら —

識別情報を電波で遠隔発信するためのリモートID機能は、内蔵型と外付型に分類されます。外付型は機体と同じメーカーが提供する以外にも、外付型を単品として販売する場合があります。いずれの場合であってもそれらの機器は技術規格書に準拠して開発・製造されたものであって、航空局への届出を義務付けています。
技術規格書は米国のASTM F3411-19をベースに官民協議会を経て作成され、遠隔発信される電波はBluetooth 5.x Bluetooth LE Long Range、Wi-Fi Neighbor Awareness NetworkingまたはWi-Fi Beaconによる直接放送方式により発信されます。

02 リモートID機器の発信情報

リモートIDには静的情報として無人航空機の製造番号および登録記号、動的情報として位置、速度、高度、時刻などの情報が含まれており、1秒に1回以上発信されます。所有者や使用者の情報は含まれません。



Chapter 3

リモートID 特定区域について



Chapter 3

01

リモートID特定区域 1

国土交通大臣に届出をした
飛行区域の境界線を明示するとともに、
補助者を配置するなどの安全確保措置を講じることで、
リモートID機器の搭載が免除されます。



詳細はこちら

飛行の範囲や日時など限定した飛行を勘案し、あらかじめ国土交通大臣に届け出した飛行区域の外縁措置や飛行区域からの逸脱を監視する補助者を配置するなどの安全確保措置を講じることでリモートID機器の搭載が免除されます。

02

リモートID特定区域 2

リモートID特定区域では、
少なくとも以下の安全措置を講じなければなりません。

無人航空機の飛行を監視するために必要な補助者の配置その他の措置



補助者は特定区域に飛来する無人航空機の監視、特定区域外への逸脱を防止するための助言や、必要に応じて飛行中止の指示を行う必要があります。

特定区域の範囲を明示するために必要な標識の設置その他の措置



特定区域の範囲を明らかにするため、看板やカラーコーンなどの設置により土地に境界線を表示してください。

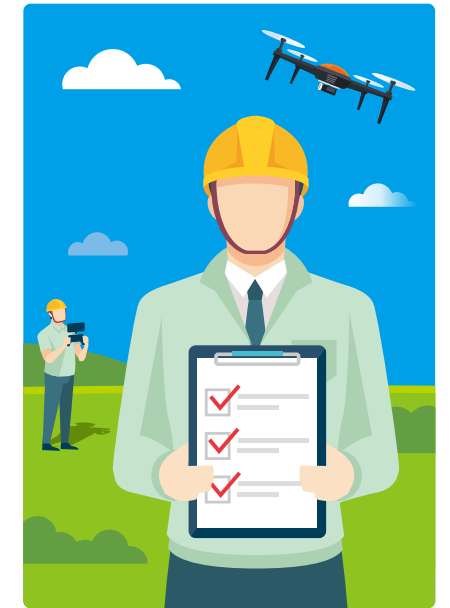
無届の無人航空機が飛来した場合の飛行中止

自他の判別が困難な場合は補助者の指示に従って飛行を中止してください。

03

注意事項

リモートID特定区域の届出を行った場合でも、
地上および水上の人・物件の安全を損なう恐れがないか、
飛行前に必ず確認してください。また、飛行時には
届出内容と届出番号を提示できるようにしてください。



詳細はこちら

リモートID特定区域の届出を行った場合であっても、法第132条第2項第2号の許可、法第132条の2第2項第2号の承認が必要となる可能性があるため飛行前に必ず確認してください。リモートID特定区域にて届け出された無人航空機を飛行させる方は、以下のいずれかの媒体を携帯し届出内容および届出番号を提示できるようにしてください。

- 届出システムへの届出内容および届出番号を端末により表示またはその表示を印刷したもの
- 国から返信された届出番号が記載された届出書の原本の写し
- 提出した届出書の写しおよび届出システムから返信された届出番号を端末により表示またはその表示を印刷したもの



Chapter 4

試験飛行届出について



試験飛行届出とは?

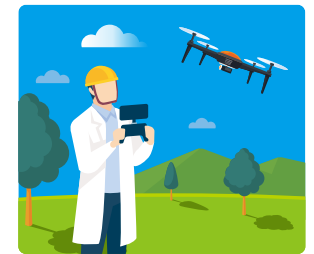
無人航空機の研究開発活動などを阻害しないようにするため、あらかじめ国土交通大臣に飛行区域や当該区域上空で飛行させる機体情報などを届け出ることで、無人航空機の登録を不要とすることができます。



国土交通大臣に届出



飛行区域の安全性を確保



研究開発などの試験飛行

安全措置とは?

試験飛行の届出では、飛行する区域周辺の人または物件の安全を確保するため、少なくとも以下の安全措置を講じなければなりません。

- **無人航空機の試験飛行届出区域外への逸脱防止の措置**
補助者を立てて必要に応じて操縦者に飛行中止を指示することや、無人航空機を十分な強度を有する紐などを用いて係留することにより、試験飛行区域外への逸脱を防止する必要があります。
- **第三者の試験飛行届出区域への立入管理**
試験飛行届出区域の範囲を塀や柵で囲い立ち入り禁止の表示などを行うことで、第三者の立ち入りを管理する必要があります。

01

注意事項

届出をして試験飛行を行う場合でも、地上および水上の
人・物件の安全を損なう恐れがないか、飛行前に必ず
確認してください。また、機体には届出番号
 および「試験飛行中」であることを表示する必要があります。



——— 詳細はこちら ———

航空法第131条の4のただし書の規定に基づき届け出された区域内にて登録を受けずに試験飛行を行う場合であっても、法第132条第2項第2号の許可、法第132条の2第2項第2号は適用される可能性があるため飛行前に必ず確認してください。

試験飛行の届出にて届け出された無人航空機を飛行させる場合は、届出後に国から通知された届出番号および「試験飛行中」であることを機体に表示するとともに、届出書の写しを携帯してください。

無人航空機登録ポータルサイト

登録に関するさまざまな情報を随時更新しています。

無人航空機 登録



<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>



無人航空機登録システム

登録はこちらのサイトから行うことができます。

<https://www.dips-reg.mlit.go.jp/drs/top/init>



